



書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

3 住所地市町村長は、法第三条第四項の規定により作成した個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びその複製を同項の規定により個人番号カードに記録した後、直ちにこれらを消去するものとする。

**第七条 削除**  
(機構への通知)

法第三条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等)

**第九条** 法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

**第十一条** 法第三条第七項の規定により住所地市町長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書の写し(法第三条第四項の個人番号カードに記録されている個人番号カード用署名用電子証明書を印字したもの)を交付すること。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、個人番号カード用署名用電子証明書の利用方法その他の署名認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

三 その他総務大臣が必要と認める措置

(申請書の内容等の通知の方法)

**第十二条** 法第三条第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に

係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の識別子とする。

**第十三条** 法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目(申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月末となつた場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときには、当該個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日(誕生日)の誕生日)。

二 申請者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合にあっては、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日

(個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項)

**第十四条** 法第七条第二号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書を発行する日

(個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項)

**第十五条** 法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行記録の記録及び保存は、総務大臣が定める事項

**第十六条** 法第九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

**第十七条** 法第十一条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カードがその効力を失い使用できなくなつた場合の届出の特例)

**第十八条** 法第十二条第一号に規定する総務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書の失効申請等情報の記録及び保存の方法

明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

**第十九条** 法第十二条第一号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

**第二十条** 法第十二条第一号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係る記載の修正で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

一 常用平易な文字(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号において同じ)以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

二 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正(前号に該当するものを除く。)

三 行政区分画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

四 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

五 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第一百十九号)第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

六 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

七 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

(個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

**第二十一条** 法第十三条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。



イルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

**第四款** 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

(特定認証業務を行う者に係る認定の申請に提出する書類)

第二十四条の二十 令第七条の九に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請に係る業務の用に供する設備が次条各号に掲げる認定の基準に適合していることを説明した書類

三 申請に係る業務の方法が第二十六条各号に掲げる認定の基準に適合していることを説明した書類

(特定認証業務の用に供する設備の基準)

第二十五条 令第八条第一号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第十七条第一項第五号の規定による主務大臣の認定を受けようとする者（次条において「認定申請者」という。）が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）

二 法第十七条第一項第五号の規定による主務大臣の認定を受けようとする者（次条において「認定申請者」という。）が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）

三 認定申請者の役員若しくは法第十七条第一項第五号に規定する特定認証業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三十年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第二十八条第一号において同じ。）若しくは、これらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。同号において同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者がないこと。

二 法第十七条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 利用申込者（令第八条第二号に規定する利用申込者をいう。）に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認定申請者が行う特定認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。

二 認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。

四 認証業務用設備のうち発行者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四号に規定する発行者署名符号をい。以下同じ。）を作成し、又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

五 認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないよう業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

六 (特定認証業務におけるその他の業務の方法)

第二十六条 令第八条第三号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 認定申請者の役員若しくは法第十七条第一項第五号に規定する特定認証業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三十年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第二十八条第一号において同じ。）若しくは、これらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。同号において同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者がないこと。

二 法第十七条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 利用申込者（令第八条第二号に規定する利用申込者をいう。）に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認定申請者が行う特定認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。

四 利用者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号に規定する利用者署名符号をい。以下同じ。）を認定申請者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者をい。以下この条においては、当該利用者署名符号をい。以下同じ。）が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認する

同じ。）に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。

五 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する署名検証者をい。第十二号において同じ。）が電子証明書の発行者を確認するために用いる電子証明書の発行者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第一号に規定する利用者署名検証符号をい。以下この号及び第七号において同じ。）を認定申請者が電気通信回線を通して受信する方法によるときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げるものであること。

イ 当該利用者がから電子署名が行われた情報が送信される場合であつて、当該利用者となるための申込み（令第八条第二号に規定する利用者の申込みをい。）を認定申請者が電気通信回線を通じて送信する場合 当該電子署名により当該利用者の真偽の確認を行うこと。

ロ イに該当しない場合 あらかじめ、利用者識別符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をい。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようによること。

ハ 電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。

七 電子証明書には、次の事項が記録されていること。

イ 当該電子証明書の発行者の名称及び発行番号 口 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了する日

ハ 当該電子証明書の利用者の氏名

二 当該電子証明書に係る利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子

八 電子証明書には、その発行者を確認するための措置であつて、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第二条の基準に適合するものがあること。

九 認証業務に関して、利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認する

することを防止するための適切な措置を講じていること。

十 署名検証者（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する署名検証者をい。）が電子証明書の発行者を確認するために用いる電子証明書の発行者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第一号に規定する利用者署名検証符号をい。以下この号及び第七号において同じ。）を当該利用者から通知された当該利用者に係る電子証明書に係る利用者に関する利用者の申込みに係る情報（当該情報について行われた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者から通知された当該利用者に係る電子証明書（これらに附帯する情報を含む。）を当該申出を行つた者に開示すること。

十一 電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があつたときは電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の方法により、署名検証者が前号の十二条において同じ。）により記録すること。

十二 電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が前号の十二条において同じ。）により記録すること。

十三 第十一号の規定により電子証明書の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該電子証明書の利用者にその旨を通知すること。

十四 認定申請者の連絡先、業務の提供条件その他の特定認証業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧できるようにすること。

十五 電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があつた場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明書に係る利用者に関する利用者となるための申込みに係る情報（当該情報について行われた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者から通知された当該利用者に係る電子証明書（これらに附帯する情報を含む。）を当該申出を行つた者に開示すること。

十六 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

口 業務の手順  
業務に従事する者の責任及び権限並びに  
指揮命令系統  
ハ 業務の一部を他に委託（二以上の段階に  
わたり委託を含む。以下第二十九条を除き  
同じ。）をする場合においては、委託を行  
う業務の範囲及び内容並びに受託者による  
該業務の実施の状況を管理する方法その  
他の当該業務の適切な実施を確保するため  
の方法

二 業務の監査に関する事項

ホ 業務に係る技術に関する知識及び経  
験を有する者の配置

ヘ 利用者の真偽の確認に際して知り得た情  
報の目的外利用の禁止及び業務に係る帳簿  
書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の  
防止のために必要な措置

ト 危機管理に関する事項

十七 認証業務用設備により行われる業務の重  
要度に応じて、当該認証業務用設備が設置さ  
れた室への立入り及びその操作に関する許諾  
並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切  
に行われていること。

十八 複数の者による発行者署名符号の作成及  
び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを  
防止するために必要な措置が講じられている  
こと。

（法第十七条第一項第六号に規定する確認を行  
う者に係る認定の申請の際の提出書類）

**第二十六条の二** 令第八条の二に規定する主務省  
令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ず  
るもの

二 申請に係る業務の用に供する設備が次条各  
号に掲げる認定の基準に適合していることを  
説明した書類

三 申請に係る業務の方法が第二十八条各号に  
掲げる認定の基準に適合していることを説明  
した書類

（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供  
する設備の基準）

**第二十七条** 令第九条第一号に規定する主務省令  
で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第十七条第一項第六号の規定による主務省令  
において「電子署名等確認認定申請者」とい  
うが行う同項第六号に規定する確認の用

に供する設備のうち次に掲げるもの（以下こ  
の条及び第八十二条第六号において「電子署  
名等確認設備」という。）は、入出場を管理  
するための必要な措置が講じられている場所  
に設置されていること。

イ 署名利用者から通知される電子署名を行  
われた情報及び署名用電子証明書（法第三  
一条第一項に規定する署名用電子証明書をい  
う。以下同じ。）又は利用者証明利用者の電  
子利用者証明に関して通知される利用者の  
証明用電子証明書（法第二十二条第一項に  
規定する利用者証明用電子証明書をいう。  
以下同じ。）を受領するシステムに係る設  
備

ロ 受領した署名用電子証明書が効力を失つ  
ていないこと及び当該署名用電子証明書に  
記録された署名利用者検証符号に対応する  
署名利用者符号を用いて電子署名が行われ  
たこと又は受領した利用者証明用電子証明  
書が効力を失っていないこと及び当該利用  
者証明用電子証明書に記録された利用者証  
明利用者検証符号に対応する利用者証明利  
用者符号を用いて電子利用者証明が行われ  
たことを確認するシステムに係る設備  
ハ イ及びロに掲げる設備のほか、次に掲げ  
る情報を保存する設備

（1）署名利用者から提供を受けた署名用電  
子証明書

（2）署名用電子証明書失効情報

（3）署名用電子証明書失効情報ファイル

（4）特定署名用電子証明書記録情報

（5）対応署名用電子証明書の発行の番号

（6）対応証明書の発行の番号

（7）利用者証明利用者から提供を受けた利  
用者証明用電子証明書失効情報

（8）利用者証明用電子証明書失効情報ファ  
イル

（9）利用者証明用電子証明書失効情報ファ  
イル

（10）対応利用者証明用電子証明書の発行の  
番号

三 電子署名等確認業務について次の事項を規  
程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該  
規程等に基づき業務を適切に実施すること。

イ 業務の手順

ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに  
指揮命令系統

ハ 業務の一部を他に委託をする場合において  
は、受託者の名称、住所及び代表者の氏  
名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに  
受託者による当該業務の実施の状況を管理  
する方法その他の当該業務の適切な実施を  
確保するための方法

二 業務の監査に関する事項

ホ 業務に係る技術に関する知識及び経  
験を有する者の配置

ヘ 業務の実施に際し知り得た情報の漏えい  
及び目的外利用の防止並びに業務に係る帳  
簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損  
の防止のために必要な措置

三 電子署名等確認設備は、正当な権限を有し  
ない者によって作動させられることを防止す  
るために必要な装置は、停電、地震、火災  
及び水害その他の災害の被害を容易に受けな  
いよう業務の重要度に応じて必要な措置が  
講じられていること。

四 電子署名等確認設備及び第一号の措置を講  
じるために必要な装置は、停電、地震、火災  
及び水害その他の災害の被害を容易に受けな  
いよう業務の重要度に応じて必要な措置が  
講じられていること。

（電子署名又は電子利用者証明の確認に係るそ  
の他の業務の方法）

**第二十八条** 令第九条第二号に規定する主務省令  
で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 電子署名等確認認定申請者の役員若しくは  
法第十七条第一項第六号に規定する確認の業  
務（以下「電子署名等確認業務」という。）  
を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴  
力団員による不当な行為の防止等に関する法  
律の規定若しくはこれらに相当する外国の法  
令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力犯  
行為等处罚に関する法律の罪を犯し、罰金以上  
の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又  
はその刑の執行を受けることがなくなつた日  
から五年を経過しない者がないこと。

二 法第十七条第三項の規定により認定を取り  
消され、その取消しの日から五年を経過しな  
い者でないこと。

（法第十四条の二十から第二十六  
条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認  
定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更  
の認定について、第二十六条の二から第二十八  
条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認  
定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更  
の認定について、それぞれ準用する。  
(変更の認定)

**第二十八条の三** 第二十四条の二十から第二十六  
条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認  
定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更  
の認定について、第二十六条の二から第二十八  
条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認  
定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更  
の認定について、それぞれ準用する。

**第二十八条の四** 第二十四条の二十から第二十六  
条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認  
定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更  
の認定について、第二十六条の二から第二十八  
条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認  
定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更  
の認定について、それぞれ準用する。

（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の  
特例）

**第二十九条** 電子署名等確認業務の全部を法第十  
七条第一項第四号に掲げる一の者又は同項第五  
号又は第六号の規定により主務大臣の認定を受  
けた一の者（以下この条及び第六十条において  
「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託  
した者であつて第二十八条第一号及び第二号に  
掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第  
六十条において「電子署名等確認業務委託者」と  
いう。）は、同項第六号に規定する主務大臣  
による認定を受けたものとみなす。

3 電子署名等確認業務受託者は、電子署名等  
認業務委託者から電子署名等確認業務の全部の  
委託を受けた場合には、主務大臣に対し、当該  
電子署名等確認業務の全部の委託を受けた旨並  
びに当該電子署名等確認業務委託者の名称、住  
所及び代表者の氏名を報告するものとする。

3 電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確  
認業務委託者による法第十七条第一項に規定す

る法第十八条第一項の保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び同条第二項の保存期間に係る署名用電子証明書失効情報等（以下「署名用電子証明書失効情報等」という。）の提供を求める旨の届出に代えて、当該届出をすることができる。

4 第一項の場合において、電子署名等確認業務受託者が同項の規定により機関及び当事者であるときは、同項の規定により機関及び当事者をもつて、機関及び電子署名等確認業務委託者が同項の取決めを締結したものとみなす。（行政機関等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）

第三十条 法第十七条第一項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機関に届け出ることにより行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 署名用電子証明書失効情報等の提供を受けた日

三 署名用電子証明書失効情報等の提供を開始する日

四 その他主務大臣が必要と認める事項

（機関と署名検証者との間での取決めの内容）

第三十一条 法第十七条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 署名用電子証明書失効情報等の提供の具体的な方法

二 署名用電子証明書失効情報等の提供の周期

三 署名用電子証明書失効情報等の提供の周

四 署名用電子証明書失効情報等の提供を受ける事務所の所在地

五 署名用電子証明書失効情報等の提供を開始する日

第三十二条 法第十七条第五項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨及び署名用電子証明書失効情報等の提供を受ける事務所の所在地

三 署名用電子証明書失効情報等の提供を開始する日

四 署名確認者の範囲

五 その他主務大臣が必要と認める事項

（機関と団体署名検証者との間での取決めの内容）

通信回線を通じて機関の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

4 第一項の同意の有効期間は、十年とする。

5 署名利用者は、いつでも第一項の同意を取り消すことができる。

6 この条に定めるもののほか、第一項の同意に

関し必要な事項は、主務大臣が定める。

（特定署名用電子証明書記録情報の提供の方

法）

5 署名利用者は、いつでも第一項の同意を取り消すことができる。

（特定署名用電子証明書記録情報の提供の方

法）

6 この条に定めるものほか、第一項の同意に

関し必要な事項は、主務大臣が定める。

（特定署名用電子証明書記録情報の提供の方

法）

を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（団体署名検証者が行う署名確認者への特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法）

（特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法）

地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対する文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は同法第二十三条の規定による届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等)

**第四十二条** 法第二十二条第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等)の作成の方法等)

**第四十六条** 法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の写し(法第二十二条第四項の個人番号カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書を印字したもの)をいう。)

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

三 その他総務大臣が必要と認める措置

(申請書の内容等の通知の方法)

**第四十七条** 法第二十二条第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びその複製を同項の規定により個人番号カードに記録した後、直ちにこれらを消去するものとする。

一 申請者に個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止

二 申請者に個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理

三 その他主務大臣が定める事項

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

**第五十一条** 法第二十七条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものと

と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

**第四十五条** 法第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方針等)

一 第四十二条第二項の規定により設定した暗人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

二 法第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機関の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

三 証番号をみだりに他人に知らせないこと。

四 個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

五 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間

六 第四十九条第二項の規定により設定した暗人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、申請に係る利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

七 発行の日後の申請者の五回目(申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月末となつた場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失效を求める旨の申請及び法第二十二条第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新規個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときには、六回目)の誕生日が満了する日

八 当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

九 申請に係る利用者証明用電子証明書の発行を受けるときには、六回目)の誕生日が満了する日

一〇 法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係るアルゴリズムの識別子とする。

一二 法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一三 その他主務大臣が定める事項

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行記録の記録及び保存の方法)

**第五十条** 法第二十六条第二号に規定する主務省令で定めるものは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

二 法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行した機構の名称

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の用途に関する事項

三 その他主務大臣が定める事項

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

**第五十一条** 法第二十七条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものと

3 地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対する文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

前二項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第二項第一項の申請」と読み替えるものとする。

一 第一項及び第二項の規定は、法第二十九条第一項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者」とあるのは、「届出者本人」と、「申請者本人」とあるのは、「届出者本人」と、同項第

二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは、「届出者」と、「当該申請」とあるのは、「当該届出」

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十九条第一項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者」とあるのは、「届出者本人」と、「申請者本人」とあるのは、「届出者本人」と、「当該申請」とあるのは、「当該届出」

(機関への通知)

**第四十四条** 法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の

発行の方法等)

**第四十五条** 法第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方針等)

**第四十六条** 法第二十二条第七項の規定により住

所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲

げる措置を行うものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係

る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の

写し(法第二十二条第四項の個人番号カード

に記録されている個人番号カード用利用者

証明用電子証明書を印字したもの)をいう。)

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な

方法により、個人番号カード用利用者証明用

電子証明書の利用方法その他の利用者証明認

証業務の利用に関する重要な事項についての説

明を行うこと。

三 その他総務大臣が必要と認める措置

(申請書の内容等の通知の方法)

**第四十七条** 法第二十二条第八項の規定による申

請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用

電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び

その複製を同項の規定により個人番号カードに

記録した後、直ちにこれらを消去するものとす

る。

一 申請者に個人番号カード用利用者証明用電子

証明書の通知は、電子計算機の操作によるもの

とし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する

技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に

係る利用者証明利用者符号の管理の方法)

**第四十八条** 法第二十三条の規定による個人番号

カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者

証明利用者検証符号の

発行の方法等)

**第四十九条** 法第二十四条に規定する個人番号

カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、申請に係る利用者証明用電子証明書の發

行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日

までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目(申請者が發

行を受けている個人番号カード用利用者証明

用電子証明書の有効期間が満了する日までの

期間が三月末となつた場合において、申請

者が法第二十八条第一項の規定による当該個

人番号カード用利用者証明用電子証明書の失

効を求める旨の申請及び法第二十二条第一項

の規定による新たた個人番号カード用利用者

証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新

たな個人番号カード用利用者証明用電子証明

書の発行を受けるときには、六回目)

二 当該個人番号カード用利用者証明用電子

証明書が記録された個人番号カードの有効期間

が満了する日

三 申請に係る利用者証明用電子証明書の発行を受

けるときには、六回目)の誕生日が満了する日

四 法第二十六条第三号に規定する主務省令で定

める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書に

係る利用者証明利用者符号の記録された同項の個人番

号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与

しないこと。

法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。  
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)  
**第五十二条** 法第二十八条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)  
**第五十六条** 法第三十二条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。  
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者符号の作成は、移動端末設備の操作による同条第一項に規定する電磁的記録媒体において行うものとし、移動端末設備用利用者証明利用者電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める申請者は、法第三十五条の二第四項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の電磁的記録媒体に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するため用いる暗証番号を設定するものとする。

(個人番号カードがその効力を失い使用できなくなつた場合の届出の特例)

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の開示の件)(令和元年二月一日付) は、総務大臣が定める。

による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に係る利用者証明利用者検証符号の機構への添付等のことは、これを暗号化して行うものとする。  
（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

の利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなつた旨の届出があつたものとみなす。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

**第五十九条** 法第三十五条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、電磁的記録媒体による保管は、この規定による方法)

**第五十九条の六** 法律第三十五条の二第七項の規定により申請者が移動端末設備用利用者証明用電子証明書を同条第四項の電磁的記録媒体に記録するときは、機構は、次に掲げる措置を行うものとする。

一 申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の登録事項を是示すること。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

**第五十九条の二** 法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとする。

三。その他総務大臣が必要と認める措置  
（法第三十五条の二第二項に規定する事項等の  
通知の方法）

三 その他主務大臣が定める事項  
(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行  
記録の記録及び保存の方法)  
**第五十九条の十一** 法第三十五条の七の規定によ  
る移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行



イ 確認に関する事務の手順  
ロ 確認に関する事務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統  
ハ 確認に関する事務の一部又は全部を他に委託する場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う確認に関する事務の範囲及び内容並びに受託者による当該確認の実施の状況を管理する方法その他の当該確認の適切な実施を確保するための方法

二 行政府が行う確認に関する事務の一部又は全部を法令の規定に基づき行わせることとした者（その者の委託を受けて行うものを含む。）がある場合においては、その者の名称、住所及び代表者の氏名、行わせる事務の範囲及び内容並びにその者による当該確認の実施の状況を管理する方法その他の当該確認の適切な実施を確保するための方法

本へ 確認に関する事務の監査に関する事項  
ト 確認に関する事務に係る技術に關し充分な知識及び経験を有する者の配置  
チ 危機管理に関する事項

一 法第三十八条の二第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。  
二 法第三十八条の二第三項各号に掲げる認可の基準に適合していることを説明した書類（確認の業務の用に供する設備の基準）

**第六十四条の七** 法第三十八条の二第三項第二号方に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第三十八条の二第一項の規定による主務大臣の認可を受けようとする者（第六号において「認可申請者」という。）が認可を受け行う確認の業務の用に供する設備のうち、特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理又は管理に用いる設備（以下この条及び第八十二条第七号において「特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

二 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機  
処理等設備は、正当な権限を有しない者によつて作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該特定利用者証明検証者証明符号電子計算機等設備の動作を記録する機能を有していること。

四 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備のうち特定利用者証明検証者証明符号を管理するシステムに係る設備は、外部からの読み取りを防止するためには必要な機能を有していること。

五 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように必要な措置が講じられていること。

六 認可申請者が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち第六十四条の第五第二号に規定する方法により利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認に関する事務を実施する際に用いる設備（次号において「確認事務実施設備」という。）は、当該確認を適切に行うために必要な性能を有していること。

七 確認事務実施設備は、明るさが確保される場所その他の性能に支障が生じないために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

（軽微な変更）

第六十四条の八 法第三十八条の二第四項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

一 法第三十八条の二第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの

二 同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設（特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法）

第六十四条の九 法第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供は、機構から特定利用者証明検証者証明符号を記録した電磁的記録媒体を特定利用者証明検証者に送付する方法により行うものとし、電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（確認の業務の廃止の届出事項）

**第六十四条の十** 令第二十五条の五に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃止しようとする日

（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

**第六十四条の十一** 法第三十八条の三第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 特定利用者証明検証者証明符号の提供の具体的な方法

二 特定利用者証明検証者証明符号の提供の周期

三 損害賠償に関する事項

四 その他主務大臣が必要と認める事項

**第三節 認証業務関連事務の委任**

**（認証業務関連事務の委任）**

**第六十五条** 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一 法第三条第二項に規定する申請者又は法第二十二条第二項に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

イ 法第三条第二項に規定する申請書及び法第二十二条第二項に規定する申請書（以下の号及び次条第一項第一号において「個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書」という。）の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送されたものの再度の発送を除く。）

ロ 個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存

ハ 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1) 法第三条第四項の規定による個人番号  
カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三条第七項の規定による個人番号  
カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3) 法第二十二条第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4) 法第二十二条第七項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

二 個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号において同じ。）及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

二 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

イ 法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成

ロ 法第二十二条第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者検証符号の作成



三 認証業務実施設備は、正当な権限を有しない者によつて作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務実施設備の動作を記録する機能を有していること。

四 認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号をいふ。以下この号及び次条において同じ。）、利用者証明用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号をいふ。以下この号及び次条において同じ。）又は特定利用者証明検証者証明符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号又は当該特定利用者証明検証者証明符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

五 認証業務実施設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないよう業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

（認証業務の実施の方法）

#### 第七十四条 機構が行う認証業務の実施の方法

一 署名検証者等が署名用電子証明書の発行者である機構を確認するために用いる符号、利

用者証明検証者が利用者証明用電子証明書の発行者である機構を確認するために用いる符

号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。

二 認証業務実施設備により行われる業務の重複度に応じて、当該認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。

三 複数の者による署名用電子証明書発行者署名符号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号及び特定利用者証明検証者証明符号の作成及び管理その他当該署名用電子証明書発行

者署名符号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号及び特定利用者証明検証者証明符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

#### 第三章 認証業務情報等の保護

（認証業務情報の開示請求の方法）

第七十五条 法第五十八条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求（以下この条において「開示請求」という。）をする者

（以下この条及び第七十八条において「開示請求者」という。）は、当該開示請求者の氏名及び住所その他総務大臣が必要と認める事項を記

載した書面を提出しなければならない。

二 開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して開示請求を行う場合にあつては機構に、令第二十六条第二項の規定によ

り開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して開示請求を行つた場合にあつては機構に、令第二十六条第二項の規定によ

り開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して開示請求を行つた場合にあつては住所地市町村長が適当と認める方

法により当該開示請求者に対する文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長

が適当と認める書類

（認証業務情報の訂正等請求の方法）

第七十六条 法第六十一条第一項の規定による認

証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求（以下この条において「訂正等請求」という。）をする者

（以下この条及び第七十八条において「訂正等請求者」という。）は、当該訂正等請求者の氏名及び第

七十八条において「訂正等請求者」という。）は、当該訂正等請求者の氏名及び住所、訂正等請求に係る認証業務情報の開示を受けた日、訂

正等請求の趣旨及び理由その他総務大臣が必要と認める事項を記載した書面を提出しなければならない。

二 訂正等請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して訂正等請求を行う場合にあつては機構に、令第二十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対しして訂正等請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対しして、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞

在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して發行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて開示請求者が当該開示請求者本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

（運用規程の作成及び公表）

第七十七条 法第六十九条の規定による運用規程の作成は、機構の連絡先、認証業務の提供条件その他の認証業務の実施に関する事項について適切に定めることにより行つるものとする。

二 法第六十九条の規定による運用規程の公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

#### 第四章 雜則

（運用規程の作成及び公表）

第七十八条 市町村長は、法、令又はこの省令の規定により署名利用者、利用者証明利用者、開示請求者又は訂正等請求者から提示又は提出を受けることとされている書類が外国语により作成されている場合には、翻訳者を明らかにした訳文の添付を求めることができる。

（指定都市の区及び総合区に対するこの省令の適用）

第七十九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都

市についてこの省令の規定を適用する場合に

は、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げ

る字句とする。

行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対しして、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞

在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して發行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対しして、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞

在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して發行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対しして、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞

在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して發行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対しして、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞

在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して發行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適当と認める書類

請求を行う場合にあつては住所地市町村長に対しして、提示又は提出しなければならない。

一 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞

在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して發行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて代理人が当該代理人本人であることを確認するため機構又は住所地市町村長が適當と認める書類

称をいう。第七号において同じ。)」と、同条第七号中「氏名」とあるのは「氏名及び通称」とする。

第八十二条 法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものと含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定めるまでの期間とする。

一 法第三条第二項に規定する申請書、法第二十二条第二項に規定する申請書、当該書類の提出又は提示を受けた日から起算して十五年を経過する日

二 法第十六条の二第二項に規定する通知、法第三十五条の二第二項に規定する通知、当該通知を受けた日から起算して十五年を経過する日

三 法第十七条第一項第五号の規定による主務大臣の認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）が行う特定認証業務の利用者となるための申込みに関する書類で次に掲げるもの。当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日

イ 第二十六条第三号の説明に関する記録

ロ 利用者となるための申込書

ハ 利用者の真偽の確認のために認定事業者に提出され、又は提示された証明書等の写し

ニ 利用者となるための申込みに対する諾否を決定した者の氏名

ホ 利用者となるための申込みに対する承諾をしなかつた場合においては、その理由を記載した書類

ヘ 電子証明書及びその作成に関する記録

ト 発行者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する発行者署名検証符号をいう。）

チ 発行者署名符号の作成及び管理に関する記録

リ 認定事業者が利用者署名符号を作成したときは、当該利用者署名符号の作成及び廃棄に関する記録並びに利用者からの受領書

三 認定事業者が行う特定認証業務に係る電子証明書の失効に関する書類で次に掲げるも

四 満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日  
イ 電子証明書の失効の請求書その他の失効に関する判断に關する記録  
ロ 電子証明書の失効を決定した者の氏名  
ハ 電子証明書の失効の請求に対し拒否をした場合においては、その理由を記載した書類

二 第二十六条第十一号の失効に關する情報及びその作成に關する記録

四 認定事業者の組織管理に關する書類で次に掲げるもの  
イ 当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日  
II 第二十六条第十六号イの事項及びその変更に關する記録  
ロ 第二十六条第十六号イの事項及びその変更に關する記録  
ハ 第二十六条第十六号ロの事項及びその変更に關する記録  
二 特定認証業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に關する書類

ホ 第二十六条第十六号ニの監査の実施結果に關する記録

五 認定事業者の設備及び安全対策措置に關する書類で次に掲げるもの  
イ 第二十五条第一号の措置に關する記録（映像によるものを除く。）  
ロ 第二十五条第二号の措置に關する記録（不正なアクセス等があつたときのものに限る。）  
ハ 第二十五条第三号の認証業務用設備の動作に關する記録

ヘ 事故に關する記録

ト 書類の利用及び廃棄に關する記録

六 法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定を受けた者の設備、安全対策措置及び組織管理に關する書類で次に掲げるもの  
法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定の更新の日

イ 第二十七条第一号の措置に関する記録  
ロ ハ 第二十七条第三号の電子署名等確認設備の動作に関する記録  
二 第二十七条第二号の措置に関する記録  
二 電子署名等確認設備及び第二十七条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録  
ホ 第二十八条第三号イの事項及びその変更に関する記録  
ヘ 第二十八条第三号ロの事項及びその変更に関する記録  
ト 電子署名等確認業務の全部又は一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類  
チ 第二十八条第三号ニの監査の実施結果に関する記録  
リ 事故に関する記録  
ヌ 書類の利用及び廃棄に関する記録  
ト 特定利用者証明検証者の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの当該書類を受理し、又は作成した日から起算して一年を経過する日  
イ 第六十四条の六第一項各号に掲げる事項  
ロ 及びその変更に関する記録  
ヌ 第六十四条の七第一号の措置に関する記録(映像によるものを除く。)  
ハ 第六十四条の七第二号の措置に関する記録(不正なアクセス等があつたときのものに限る。)  
二 第六十四条の七第三号から第七号までの措置に関する記録  
ホ 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の動作に関する記録  
ヘ 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備及び第六十四条の七各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録  
ト 確認に関する事務の全部又は一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類  
チ 八 その他の書類(電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものと含む。)当



構の認証業務に関する法律施行規則第六十五条  
第一項の規定に基づいて委任したものとみな  
す。

**附 則**（令和三年八月二七日総務省令第  
八四号）  
この省令は、令和三年九月一日から施行す  
る。

**附 則**（令和五年四月二六日デジタル  
庁・総務省令第八号）  
この命令は、令和五年五月八日から施行す  
る。

**附 則**（令和五年五月一〇日デジタル  
庁・総務省令第九号）  
この命令は、令和五年五月十一日から施行す  
る。

**別表**（第五条、第四十一条、第七十五条、第七十  
六条関係）

運転免許証

運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以  
後に交付されたものに限る。）

海技免状

小型船舶操縦免許証

獣銃・空気銃所持許可証

身体障害者手帳

戦傷病者手帳

宅地建物取引士証

電気工事士免状

無線従事者免許証

認定電気工事従事者認定証

特種電気工事資格者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

運航管理者技能検定合格証明書

動力車操縦者運転免許証

教習資格認定証

検定合格証